

函館市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



函 館 市

目 次

1	函館市パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・・・	1
2	宣誓をすることができる方・・・・・・・・・・	2
3	宣誓手続きの流れ・・・・・・・・・・	3
4	手続きに必要な書類・・・・・・・・・・	5
5	受領証等の再交付・記載事項の変更・返還・・・・・・・・	6
	（1）受領証等の再交付について	
	（2）記載事項の変更について	
	（3）受領証等の返還について	
6	自治体間連携・・・・・・・・・・	7
7	よくある質問（FAQ）・・・・・・・・・・	8
8	参考・・・・・・・・・・	11
	・函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	

1 函館市パートナーシップ宣誓制度とは

函館市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ）であることを市長に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証および受領証カードを交付するものです。

この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、性の多様性への社会的理解が促進され、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、だれもが自分らしく誇りを持って暮らせるまちとなることをめざします。

パートナーシップとは

一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係のことをいいます。

性的少数者とは

性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性愛のみではない、または、性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる方のことをいいます。

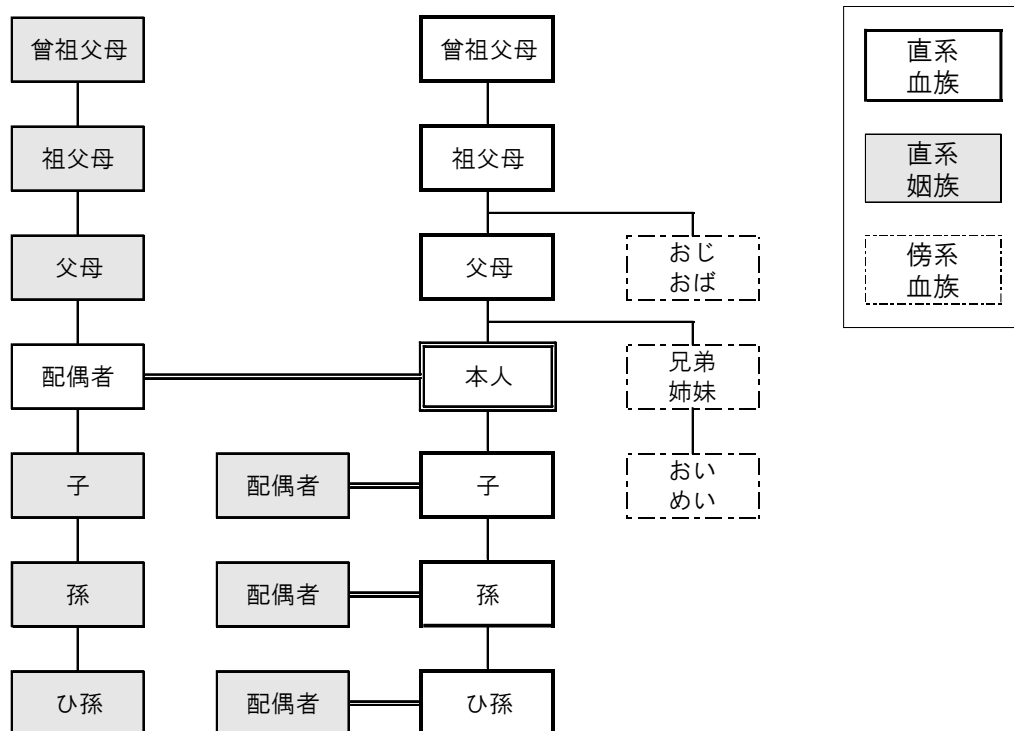
2 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をすることができるのは、一方または双方が性的少数者であるお二人で、下記の項目をすべて満たしている必要があります。

- (1) お二人とも成年に達していること
- (2) 宣誓しようとするお二人のうち、少なくともどちらか一方が函館市内に住所がある、または宣誓の日から3か月以内に函館市内への転入を予定していること
- (3) お二人とも配偶者（事実婚関係も含む）がいないこと
- (4) 宣誓しようとするお二人以外の方とパートナーシップ関係にないこと、函館市以外の自治体のパートナーシップ制度を利用していないこと
- (5) お二人の関係が近親者^{※1}（養子関係を除く）でないこと

【※1】 パートナーシップの宣誓をすることができない続柄

直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族は婚姻できません。



3 宣誓手続きの流れ

(1) 電話またはメールフォームでの宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日の5営業日前までに、事前予約を行ってください。個室での宣誓を希望される場合は、2週間程度余裕をもって予約してください。

【予約先】函館市 市民部市民・男女共同参画課

- ・ 電話 0138-21-3470

(平日 8:45~17:30 年末年始を除く)

- ・ メールフォーム (二次元コードから移動できます。)



【宣誓できる時間】平日 8:45~17:30 (年末年始を除く)

【宣誓場所】函館市 市民部市民・男女共同参画課

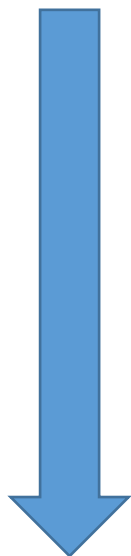
函館市東雲町4番13号 函館市役所4階

※ご希望に応じて個室で対応いたします。

- ・ 予約時にお伝えいただきたいこと
 - ① 希望日時 (第3希望まで)、個室希望の有無
 - ② 宣誓しようとする方のお名前
(通称名で宣誓される場合は通称名もお知らせください)
 - ③ 宣誓しようとする方の住所
 - ④ 代表の方の日中の連絡先
 - ・ メールフォームで事前予約をされた方には、宣誓日時、必要書類について後日ご連絡いたします。
- ※ 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

(2) パートナーシップの宣誓

- ・ 予約した日時に、宣誓しようとするお二人でお越しください。
- ※ 病気、障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。
- ・ 本人確認書類、必要書類を提出してください。(5ページ「4(4) 本人確認ができる書類」参照)
- ・ 必要書類を提出していただき、要件等を確認しましたら、職員立ち合いのもと、「パートナーシップ宣誓書」と裏面の「パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」に署名し、ご提出いただきます。
- ・ 宣誓書の写しおよび「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。



※1 書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。

※2 来庁していただいてから宣誓書受領証の交付終了まで、30分程度お時間をいただきます。

函館市へ転入予定の場合

- ・「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」を交付します。
- ・函館市に転入後、14日以内に必要書類を添えて申し出てください。
- ・「パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」と引き換えに、宣誓書受領証、および受領証カードを交付します。

(3) 宣誓書受領証カードの交付



- ・宣誓手続き後1週間を目途に、本人限定郵便で「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

【パートナーシップ宣誓書受領証】 (A4 サイズ)

第2号様式(第5条関係)

(表面)

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

____ 様 ____ 様

(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出されたパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

函館市長 印

【パートナーシップ宣誓書受領証カード】 (運転免許証サイズ)

● パートナーシップ宣誓書受領証カード

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。

本人氏名 パートナー氏名

____ 様 ____ 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

第 号 函館市長 印

4 手続きに必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

(1) 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」

- ・ お一人1通ずつ提出してください。
- ※ お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍、続柄、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

宣誓時にどちらも函館市内にお住まいではない場合

- ・ 上記のほか、転入を予定していることがわかる書類を提出してください。
（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等
- ・ 転入後に住民票の写し、または住民票記載事項証明書等を提出してください。（転入後14日以内）

(2) 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本または独身証明書等）

- ・ お一人1通ずつ提出してください。
- ・ 宣誓日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍地が函館市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。
- ・ 外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(3) 宣誓に際し、通称名の使用を希望される場合

- ・ 日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類
（例）社員証、学生証、公共料金の請求書、病院の診察券 等

(4) 本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

1点の提示で足りるもの

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など本人の顔写真のある公的機関が発行した書類

2点以上の提示を必要とするもの

- ・ 上記の書類をお持ちでない場合は、健康保険被保険者証、年金証書、介護保険被保険者証など氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行した書類

※ 有効期限があるものは、有効期限内のもの

※ 上記以外に市長が必要と認める書類の提示を求める場合があります。

(5) お子さんの氏名等の記載を希望される場合

- ・ 宣誓しようとする方と同居している未成年（18 歳未満）のお子さんについて、宣誓しようとする方との関係や氏名等を受領証等へ記載することを希望される場合は、下記の書類をご持参のうえ、「子に関する届」を提出してください。

- ① 戸籍抄本、その他宣誓者と子の関係を確認できる書類
- ② 住民票の写し、その他子の年齢および同居の事実が確認できる書類

※ 宣誓日前3か月以内に発行されたものに限りです。

5 受領証等の再交付・記載事項の変更・返還

宣誓書受領証等の再交付などの手続きは下記のとおり、市民・男女共同参画課での手続きが必要です。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。

(1) 受領証等の再交付について

受領証および受領証カードの紛失等により再交付を受けたいときは、下記の書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

- ① 本人確認書類（5ページ「4(4) 本人確認ができる書類」参照）
- ② 受領証および受領証カード（紛失以外の場合）

(2) 記載事項の変更について

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届」を提出してください。

- ① 本人確認書類（5ページ「4(4) 本人確認ができる書類」参照）
- ② 受領証および受領証カード

①、②のほか、

【住所を変更する場合】

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（4(1) 参照）

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍抄本

【通称名を変更する場合】

通称名を確認できる書類（5ページ「4(3) 通称名の使用を希望される場合」参照）

(3) 受領証等の返還について

次のいずれかに該当するときは、本人確認書類をご持参のうえ、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、受領証および受領証カードを返還してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が死亡したとき
- ・ 双方が市外へ転出したとき（「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する自治体に転出し、引き続き同様の制度を利用する場合は、返還手続きが不要となります。）
- ・ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 自治体間連携

函館市は、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（以下、「ネットワーク」とします。）に加入しています。通常は、制度利用者が転出入する場合、転出元（引っ越し前）の自治体へ宣誓書受領証等の返還手続きを行い、転入先の自治体で改めて必要書類を揃え、宣誓する必要がありますが、ネットワークに加入する自治体（以下、「構成自治体」とします。）と函館市との間で転出入し、引き続き同様の制度を利用する場合は、転出元での受領証等の返還が不要になるほか、手続きに係る書類の一部が省略できます。構成自治体については、市ホームページでご確認ください。

(1) 函館市からの転出時

- ・ 函館市での手続きは不要ですが、転出先での手続きが必要です。
- ・ 必要書類や要件等、詳細については転出先にお問い合わせください。なお、函館市で交付した受領証等は、手続きの際に転出先に提出していただくこととなります。

(2) 函館市への転入時

- ・ 函館市での手続きが必要です。事前にご連絡いただくと、スムーズにお手続きいただけます。

・必要書類

- ① パートナーシップ宣誓継続申告書
- ② 転出元の自治体で交付された受領証等
- ③ 住民票の写しまたは住民記録事項証明書（申告日前3か月以内に発行されたもの）

※手続きには本人確認書類の提示が必要です。

※これらのほか宣誓の内容により追加の書類が必要となる場合があります。

※詳しくは市民・男女共同参画課へお問合せください。

7 よくある質問（FAQ）

Q1 パートナーシップ宣誓に費用がかかりますか。

A1 「パートナーシップ制度宣誓書受領証」や「パートナーシップ制度宣誓書受領証カード」の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に用意していただく書類（住民票の写し等）の発行手数料は自己負担となります。

Q2 パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルしか利用することができないのですか。

A2 宣誓の対象は、戸籍上同性のカップルに限定していません。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

Q3 郵便やEメールでも宣誓書を提出できますか。

A3 宣誓手続きは職員の立会いのもと、お二人の宣誓の意思を確認のうえ、行いますので、郵便やEメールによる提出はできません。ただし、病気や障がい等の理由により、お二人でお越しになることが難しい場合は、事前にご相談ください。

Q4 事実婚関係の場合、パートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A4 本制度は、法律婚が認められていないことなどにより、その関係性が認められず、生きづらさを抱えている性的少数者の方々の困難の緩和を図るための制度でありますので、事実婚の方は対象としておりません。

Q5 養子縁組をしています。パートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A5 パートナーシップに基づく養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

Q6 外国籍ですがパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A6 要件（2 ページ「宣誓をすることができる方」参照）を満たしている場合は、宣誓することができます。

Q7 宣誓にあたりプライバシーは守られますか。

A7 希望される場合は、別室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、ご提出いただいた書類は、函館市個人情報条例に基づき厳正に管理し、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q8 受領証等に有効期限はありますか。

A8 受領証等に有効期限はありません。

Q9 受領証等の再交付、変更、返還の手続きの際も、二人で市役所へ行く必要がありますか

A9 受領証等の再交付、記載事項の変更、返還の手続きについては、受領者のどちらか一方の方で行うことができます。ただし、パートナーシップ解消のために、受領証等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

Q10 パートナーシップ宣誓をするかどうか悩んでいます。市内に相談先がありますか。

A10 函館市女性センターで毎週水曜日、当事者の方やその家族の方を対象としたセクシュアル・マイノリティ相談を行っていますのでご利用ください。
日時：毎週水曜日 13：00～17：00（祝日、年末年始を除く）
電話：0138-23-4188

Q11 パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いは何ですか。

A11 結婚は法律に基づき法的な権利・義務が発生します。一方、函館市パートナーシップ宣誓制度は、互いが人生のパートナーであることを市に宣誓

し、市が受領証を交付するもので、函館市が独自に要綱に基づいて行う制度であり、法的な権利・義務は発生しません。

Q12 転入予定で宣誓したが、3か月以内に函館市内へ転入できなかった場合、どうなりますか。

A12 宣誓は無効となり、ご提出いただいた書類は返却いたします。

8 参考

函館市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性への理解が進むことにより、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現のため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみではない者、または性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した、一方または双方が性的少数者である二者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有する者または宣誓の日から3か月以内に市内へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの宣誓（本市以外の自治体が実施するパートナーシップ制度の利用を含む。）を行っていないこと。
- (6) 共に宣誓しようとする者が民法第734条から第736条までに

規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓は、宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）
- (2) 宣誓しようとしている者のいずれかが市内への転入を予定していることを疎明するに足る資料（宣誓しようとしている者の双方が市内に住所を有していない場合に限る。）
- (3) 戸籍抄本その他の配偶者がいないことを証する書類（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 前各号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類

2 市長は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者が、病気、障害等により自ら宣誓書に必要な事項を記入することができないと認めるときは、宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓日時等について、あらかじめ市長と調整するものとする。

(宣誓書受領証等の交付)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）およびパートナーシップ宣誓書受領証カード（第3号様式）（以下「受領証等」という。）ならびに宣誓書の写しを交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合であって、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定しているときは、市長は、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（第4号様式。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付する。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた者のうちいずれかが市内に転入した場合においては、転入の日から14日以内に、住民票の写し等、転入したことを証する書類を添えて市長に申し出るものとする。この場合において、宣誓者のいずれかが市内に住所を有することが確認できたときは、市長は、転入予定者受付票を返還させ、受領証等を交付する。

（通称の使用）

- 第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、通称の氏名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下「通称名」という。）を使用することができる。
- 2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、第4条第1項に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

（子に関する記載）

- 第7条 宣誓者の一方または双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の子ども（実子または養子をいう。以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届（第5号様式）に、戸籍抄本その他の宣誓者と当該子との関係を確認できる書類ならびに住民票の写しその他の当該子の年齢および同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による子に関する届の提出についても準用する。

（受領証等の再交付）

- 第8条 第5条第1項および第12条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等の紛失等により再交付を受けたいときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付

申請書（第6号様式）により市長に再交付を申請することができる。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により申請があつた場合において適当と認めるときは、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付する。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

（受領証等の変更）

第9条 受領者は、宣誓書に記載した内容および受領証等の記載事項に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（第7号様式）に受領証等および次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

- (1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあつては、戸籍抄本その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
 - (2) 住所の変更の場合にあつては、住民票の写しその他現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更届の提出について準用する。
 - 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があつたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

（宣誓書受領証等の返還等）

第10条 受領者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに受領証等を市長に返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 受領者の一方が死亡したとき。
- (3) 受領者の双方がともに市内に住所を有しなくなったとき（パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）第4条に規定する構成自治体（以下「構成自治体」という。）においてパートナーシップの宣誓等を行うために、受領証等を構成自治体に提出した場合を除く。）。

- (4) 第3条第3号から第6号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- 2 前項の規定による受領証等の返還は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第8号様式）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該受領証等の返還を要しない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。
- 4 市長は、第1項第1号に該当する場合で、受領者のいずれか一方により第2項の規定による返還届の提出があったときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の受領者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。

（宣誓の無効）

第11条 宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
- (2) 宣誓者が宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- (3) 第5条第2項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた場合にあっては、宣誓者の双方が、宣誓の日から3か月以内に転入しなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により宣誓が無効となった場合は、前条の規定により宣誓者に交付した受領証等または転入予定者受付票の返還を求めるものとする。ただし、返還を求めることができないときは、この限りでない。

（他の自治体との連携）

- 第12条 構成自治体における受領証等に類する書類（以下「構成自治体受領証等」という。）の交付を受けた者が、本市への住所の異動後も引き続きパートナーシップの関係を継続する場合であって、第3条に規定する要件を満たすときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証等の交付を受けることができる。ただし、第4項の同意が得られない場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号。以下「継続申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において第4条

第2項から同条第4項までの規定を準用する。

(1) 構成自治体受領証等

(2) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（継続申告日前3か月以内に交付されたものに限る。）

(3) 前各号に掲げる書類のほか市長が必要と認める書類

3 第6条から第10条の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において「宣誓をしようとする者」とあるのは「継続申告をしようとする者」、「宣誓者」とあるのは「継続申告者」、「宣誓書」とあるのは「継続申告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 市長は、第2項の規定により書類の提出があった場合、継続申告者の双方の同意を得た上で、遅滞なく転出地である構成自治体に通知する。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日の前に、改正前の要綱第12条第1項および第4項の規定により継続使用する受領証等の取扱いについては、なお従前の例による。

函館市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和４年３月発行

令和５年４月改訂

令和６年１月改訂

令和７年４月改訂

函館市東雲町４番１３号 函館市役所４階

市民部市民・男女共同参画課

TEL：0138-21-3470 FAX：0138-23-7173